

岐阜市総合教育会議運営要綱

平成27年5月26日協議

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する岐阜市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 総合教育会議の進行は、教育委員会事務局長がつかさどる。

2 総合教育会議は、市長並びに教育委員会教育長及び委員が出席して、開くものとする。ただし、委員を招集する暇がないときは、市長及び教育長が出席して開くことができる。

(会議の公開)

第3条 総合教育会議は、公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書きに掲げる事由があると認めるときは、協議して、総合教育会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第4条 総合教育会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の公開)

第5条 総合教育会議の議事録は、第3条ただし書きの規定により公開しないこととした事項を除き、岐阜市ホームページに掲載して公開するものとする。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。